

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 8 日

日本乳癌学会 御中
日本乳癌検診学会 御中
乳がん検診精度管理中央機構 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

乳がんにおける早期がんの取扱いについて

平素より、がん対策の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳がんの取扱いについて、日本乳癌学会「乳癌取扱い規約」が令和 7 年 5 月に改訂され、「早期乳癌は「切除可能乳癌」を指すこととなりました。これに伴い、従来は臨床病期Stage0・I を早期乳癌としていましたが、改訂後から臨床病期Stage0～ⅢA（切除可能乳癌）を早期乳癌に再定義されたところと了知しております。

一方、対策型検診の精度管理においては、早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を継続的に把握することにより、地域における検診体制の改善状況及び検診の精度管理の状況を経年的に評価することが重要です。このため、厚生労働省においては、対策型検診の精度管理評価指標である早期がん割合について、従来把握してきた病期である臨床病期Stage0・I を引き続き把握することといたしました。

また、今般の定義変更との混同を避ける観点から、地域保健・健康増進事業報告においては、「早期がん」の用語を使用せず、「臨床病期0・I期のがん」として取り扱うこととしております。

なお、本取扱いは令和 8 年度実施分の精密検査結果に係る報告から適用することとしておりますが、各自治体において臨床病期による把握に必要な体制整備が完了していない場合には、令和 8 年度がん検診受診者における精密検査結果の把握については、経過措置として、医療機関等から「早期がん」として報告されたものを「臨床病期0・I期のがん」として取り扱うことを可能としております。

つきましては、本取扱いについて御理解いただくとともに、関係各位に広く周知されることについて格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

今後とも、がん検診の精度管理及びがん対策の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
TEL：03-3595-2192